確実性を担保とするため一定の制限を付け、個々の契約毎に議会の議決を要するものと記録がある。今回の売買契約書は、県の指導も含めて適正であったのか。

A・(財務課長) 町長の説明のとおり、信頼関係の中で第7条で縛っているので、起案には入れなかった。

A・(副町長) 財務課が作成したので、改めて県の指導は仰がなかった。除いた理由は、買戻しが具体的に難しいので除いた。

A・(町長) 適正であったと確信している。

常任委員会報告

総務委員会

6月11日、付託されました4件の案件を審査するため、町執行部から総務部長を始め関係部課長の出席を求め、委員会を開会いたしました。

議案第31号、「境町監査委員条例の全部を改正する条例案」について

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」の施行に伴い、条例の全部を改正するもの。

議案第33号、「境町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案」について

再任用制度の活用に伴い、所要の改正をするもの。

議案第35号、「境町営住宅管理条例の一部を改正する条例案」について

公営住宅における暴力団員による事件が、全国的に頻発していることから、町営住宅の居住者や周辺住民等の安全と平穏を確保するため、条例の一部を改正するもの。

議案36号、「平成20年度境町一般会計補正予算中委員会所管分」についての4件であります。

関係者から詳細なる説明を受け慎重に審査をした結果、議案第31号、議案第33号、議案第35号、議案第36号中委員会所管分については、全会一致をもって可決すべきものと決定いたしました。

教育民生委員会

6月11日午前10時から出席委員全員、説明者として、執行部から民生部長、教育次長をはじめ関係課長の出席を求め、書記に中村書記を任命し、開会いたしました。

当委員会に付託されました議案は、議案第32号、境町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案について

議案第34号、境町国民健康保険税条例の一部を改正する条例案について

議案第36号、平成20年度境町一般会計補正予算（第1号）中委員会所管分について

議案第37号、平成20年度境町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について

議案第38号、平成20年度境町老人保健医療事業特別会計補正予算（第1号）についてであります。

付託されました議案を逐条審査とし、関係者から詳細なる説明を受け、慎重に審査をした結果、議案第32号、議案第34号、議案第36号中委員会所管分、議案第37号、議案第38号については、いずれも全会一致をもって可決すべきものと決定いたしました。

次に、継続審議の中において、行政改革の答申の中に二年後の給食センター・ふれあいの里幼稚園の民営化についてがありますが、現状は、どのようになっているかという質疑がありました。これについては、今議会閉会後に所管の職員出席のもと、教育民生委員会を開催して審議いたします。

産業建設委員会

去る6月11日に産業建設委員会が開催されました。当委員会に付託された議案は、「本年度境町一般会計補正予算の委員会所管分として、労働費、農林水産業費、商工費、土木費について」であり、慎重に審査されました。特に農業振興の中の「茨城農業元気アップチャレンジ事業」として、お茶品質向上の一環として、お茶の遮光ネット等が導入されより一層の品質向上を図り工芸液目のブランド化を目指すもので、今後の進展に大いに期待するところであります。

次に、「町道路線の廃止について」が審査されました。この町道については、静小学校用地利用に伴い当該路線を廃止して、普通財産に切り替えるものです。これは法改正により用途変更ができる様になり、今回提案され可決されました。

圏央道境インターチェンジ（仮称）周辺開発調査特別委員会

首都圏中央連絡自動車道（圏央道）は平成24年度に全線開通が予定されており、当町に境インターチェンジ（仮称）が設置されることから、議会ではこのインターチェンジ設置による新たな雇用の創出や町税の確保などを図るため、去る3月28日に町からの「町づくり基本調査」の中間報告を受け、当委員会としては、猿山工業団地北側等を調査対象区域に拡大するよう要望いたしました。

さらに、圏央道の早期完成と圏央道に関連するアクセス道路の早期整備の要望書を8月4日に県へ提出することになっております。

当委員会としては、今後とも引き続き、圏央道の波及効果を最大限町づくりに生かすための諸施策を協議・検討して参ります。

日本たばこ産業跡地有効利用プロポーザル事業調査特別委員会（百条特別委員会）

JT跡地有効利用問題については、3年余にわたって論議をしてきましたが、今回の町のカスミのテナント出店の容認、さらには住民監査請求が出されたことから、議会は、これら一連のJT跡地に係わる日本たばこ産業跡地有効利用プロポーザル事業及びプロポーザル方式による土地売買に係わる調査をするため、去る6月9日百条特別委員会（委員長稲葉　穆）を設置しました。

なお、JT跡地問題に係わる今までの経過及び町当局と当委員会の争点は次のとおりであります。

○経　過

(1)検討委員会設置から答申

（平成17年12月～平成18年10月）

検討委員会としては、跡地は商業地利用とし、既設の地域商業者との競合を極力避けるため大型ショッピングセンター（以下「SC」）を排除し、町指導による共同提案型事業を答申した。

(2)プロポーザル募集要項公示から締切（平成18年11月～平成18年12月）

町は検討委員会答申を尊重し、プロポーザルによる共同提案型事業を公募した。

応募事業者は、①(株)カスミ②ウエルシア関東(株)と茨城トヨタ自動車(株)③地域振興センター共同組合